

中高生の自己実現の支援に必要な  
行政の取り組みについて  
(協議のまとめ)

西宮市青少年問題協議会  
平成27(2015)年3月

## 目 次

これまでの経緯	1
中高生の自立や主体性を育成する施策について	
1 居場所の必要性について	1
2 連携を進めるにあたって	2
(1) 学校との連携	
(2) 地域との連携	
3 児童期の体験活動、居場所事業の充実について	3
(1) 青少年の体験活動、居場所事業の体系化	
(2) 図書館の活用	
(3) 児童館、児童センターの活用	
今後の方向性	4

平成25年度西宮市青少年問題協議会委員一覧表(平成26年7月1日現在)  
西宮市青少年問題協議会 審議の経過(平成26年)

これまでの経緯

近年、子供の自己実現に向けた「居場所」の環境整備とその充実が求められている。

市長の所信表明においても、放課後事業の抜本的な改革として、(1)教育と福祉の縦割りを廃し、「留守家庭児童育成センター」と「放課後子供教室」のそれぞれの特色を活かした運営の一体化を目指し、総合的な放課後対策に取り組むこと、(2)学校に負担をかけることなく、全小中学校で校庭の放課後開放を進めること、などが挙げられており、現在、調査、検討が行われているところである。

さらに、市では、今年度4月に組織改編が行われ、健康福祉局にあった「こども部」が新たに「こども支援局」となり、そこに産業文化局にあった青少年施策推進課が移管されて、「こども支援局」の対象となる年齢層が青少年にも広がることとなった。これに伴い、児童期だけでなく中学生や高校生の居場所についても検討が必要となった。

これを受けて事務局より、心身の成長過程にある中高生の居場所を考えると、児童期と同様、「場所」を提供することにとどまらず、彼らが自己実現を目指し、彼らの自己実現に繋がる環境を付加する必要があるとの考え方が示され、当協議会の平成26年度の協議テーマを「中高生の自己実現の支援に必要な行政の取り組み」にしたいとの提案があった。当協議会では、中高生を中心とする若者が、学校を通してのみならず、個人での社会参加などの機会を通して、自己実現を目指すに必要な環境を整えるために、行政が行うべき取り組みについて考えることとした。

ただし、自己実現という言葉は抽象的な概念であるので、本協議会では「青少年の自立・主体性の育成の支援」と理解して、これを検討した。

なお協議に当たっては、平成21年度の青少年問題協議会の提言「青少年の自己実現を支援するために」や、この提言の取り組みに関係している事業の資料が提出された。

## 中高生の自立・主体性を育成する施策について

### 1 居場所の必要性について

中高生の自立・主体性を育成する施策を考える際、まず「居場所づくり」という課題がある。

中高生の居場所については、自分自身のやってみたいことができる、あるいは仲間と集うことができる「場所」を思い浮かべるが、具体的な場所や設備、内容などを示すことは難しい。学校での部活動、学校図書館、地域の大人の力を借りた放課後の活動や社会教育施設なども居場所として考えられ、そうした居場所が、若者の自立や主体性の育成につながる場となることが望ましい。

ただし、中高生ともなれば、地域の枠を超えて趣味や興味などで他者との関係をつくることのできることから、同世代や異年齢交流など社会的交流を通して、安心して自己表現したり、個性を伸ばしたりすることや他者とコミュニケーションを交わしたりすることのできる場が居場所といえる。行政が中高生の生活や流行などを反映した事業を準

備したところで、中高生のニーズに応えた居場所になるとは限らない。この場合の居場所とは、単なる「場所」を準備するということではないからである。

## 2 連携を進めるにあたって

### (1) 学校との連携

学校との連携については、行政が学校の活動に対して人材支援や活動プログラムを提供して、連携を図ることなどが考えられる。

人材の支援については、学校において児童・生徒が文化やスポーツなどの専門分野で活躍されている大人から直接指導を受けたり、体験などを直に聴いたりすることは、貴重な体験となる。「ささえ事業」はなされているものの、そうした人材を校区の中だけに求めることは難しく、学校のみで探すには限界がある。一方、芸術文化協会や音楽協会などには、できることがあれば積極的に協力したいという人材がいる。そこで、学校に対して、子供たちを支援できる人材に関する情報を提供し、文化、芸術、スポーツなど高いレベルで活動している団体や、趣味として活動しているグループとのコーディネートをすることが、行政には求められている。

中学校では地域や企業などと連携してトライやる・ウィークが実施されている。例えばその中に、公民館での老人給食会や地域サロンといった社会福祉事業や公民館活動推進員会事業への参加、地域の防災マップや地域パルのPR紙作成などといった活動の組み合わせを行政がコーディネートし、学校に提案することはできないだろうか。こうした機会が増えることにより、生徒にとって活動の選択肢が広がるとともに、生徒が地域の人を知り、地域の仕組みを知る機会になると考える。

### (2) 地域との連携

地域との連携とは、地域で組織的に活動している社会教育における青少年関係団体<sup>1</sup>、や個人、任意のサークル、企業、NPOなど地域を構成している団体・者との連携である。地域で取り組まれている青少年に関する事業は、自主的な取り組みや行政からの依頼による取り組みなど様々であるが、大切なことは事業そのものが形骸化しないことである。

委員からは地域事業に児童・生徒が参加する事例として、「地域の盆踊りで小学生に太鼓を叩かせたり、中高生にも可能な警備や自転車の整理を手伝ってもらったりしており、その協力依頼に中学校の生徒会に説明しに行き、20人くらいの生徒が手伝いますと声をあげてくれた。」との紹介があった。その一方で、そうした事業の場に「大人がなかなか参加しない。子供が1,000人くらい集まっても、大人がいない。」との指摘もなされた。

地域事業を形骸化させないためには、児童や生徒に対して参加を促すアプローチを意識的に行うことはもちろん、地域の大人もその場に多く参加し、大人も子供も顔の見える交流をとおして地域に溶け込むことが大切である。

地域との連携を進めるに際して行政に期待されていることは、地域で取り組まれている事業を把握して特定の団体などへの負担の集中を防ぐことや、地域内の団体との連携を進めることができるような質の高い支援に取り組むことなどが挙げられる。

---

1 具体的には、地区青少年愛護協議会、子ども会、スポーツクラブ21、ボーイスカウト、ガールスカウト、地域の青年団(会)

### 3 児童期の体験活動、居場所事業の充実について

中高生の自立や主体性を育成する際に重要なことは、自己決定を必要とする場面において、自らの経験を振り返って考えたり、信頼できる大人たちに意見を尋ねたりするなどして、多角的に思考し、結論を導き出すことができることではないか。そのためには、児童期から豊富な経験を重ねることが重要である。

平成 25 年 1 月、中央教育審議会が出した「今後の青少年の体験活動の推進について」(答申)の中でも、子供のころの体験が多ければ多いほど規範意識が高く、意欲や関心、正義感の高い子が育っているなどと指摘されている。ただ、子供の体験活動を促進するためには、頻繁に参加できる子供と諸事情によりなかなか参加できない子供がいる現実についても留意して、検討されることが必要である。

また、児童期の体験を保障するための事業形態を考えると、単発的なイベント型のものではなく、継続的に実施される事業形態が増えることが望ましい。継続的な事業の実施には、そうした事業を担えるスタッフの育成と確保もまた重要な課題となる。子供たちを集めるだけでなく、子供がいるその場に地域の大人たちがどう関わっていくのか、大人たちをどう巻き込んで一緒に活動していくかという視点を持たなければ、子供の体験活動を促進することは困難となる。

#### (1) 青少年の体験活動、居場所事業の体系化

青少年の体験活動や居場所づくりに関する施策は、その時代の背景に応じて必要とされる事業がその都度数多く立案され、取り組まれてきたのであり、現在も取り組まれている。類似した事業を「大きな目標」のもとにまとめ、対象年齢、活動場所や日時、事業内容などの整理を図ることが肝要である。そのように整理されたものを情報提供することで、市民は市の青少年施策を俯瞰することができる。

また、行政内においては、事業の対象や内容などをトータルで把握することができるようになり、事業が手厚く行き届いている世代とそうでない世代が見えてくる。これによって、今後に向けての必要性の協議や他課との連携など、事業の見直しや調整が図りやすくなる。

#### (2) 図書館の活用

教育は地道な営みである。長い時間をかけて自尊感情を育て、自分の心の居場所をつくる手立ても重要な課題である。とはいえ、紙媒体からケータイ・スマホなどへ情報を得る手段が進歩する一方、子供の活字離れが進み、語彙が乏しくなり、自らの感情や思いをうまく、豊かに表現することが難しくなっている子供が増えていると危惧する声も聞かれる。

そこで、多くの資源を有している図書館の活性化に注目したい。本市では、図書館ボランティアの活動等により、学校図書館の開館や、子供への読み聞かせ活動など、子供の読書活動を様々な形で推進しているところであるが、情報センターとしての機能のさらなる充実を望みたい。平成 26 年 6 月の学校図書館法の改正(平成 27 年 4 月 1 日施行)により第 6 条<sup>2</sup>が新設され、他市においては、学校図書館にも専任の司書を配置し、多忙な教

---

#### 2 学校図書館法

第 6 条 学校には、前条第一項の司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員(次項において「学校司書」という。)を置くよう努めなければならない。

2 国及び地方自治体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

師と協働しながら、専門職として学校図書館の運営や授業に関する図書の準備、授業づくりへの支援などの効果をあげている事例もある。

図書館活動は、すぐには効果が表れるものではないが、読書は習慣なので小さなころから身につけることが大切である。心の中の引き出しが少ない子供にとって、長い育ちの中での心の充実を促す居場所づくりということで、図書館および学校図書館の一層の活性化が必要と考える。

### (3) 児童館、児童センターの活用

児童館、児童センターの役割は、主に子供の居場所や就学前の子供・親子の支援、虐待を受けていたり、発達に課題があったりする子供たちへの支援である。しかし、その設置数は市内に9ヶ所であり地域的な偏りがあることは否めない。

児童館、児童センターの主たる対象は小学生と中学生であり、放課後の居場所として自由に過ごしたり、準備されているプログラムに参加したりして過ごすことができる。児童厚生員もいるので、大人とのふれあいを求めて児童館に来ることも現状としてはあるようだ。小学生のときに児童館の居心地が良いと感じると中学生になっても来館が継続されるようだが、中学生の利用実態はというと、中学生の利用が多い児童館でも全利用者の20%程度であり、全館平均すれば5%前後に過ぎないのが現状である。

児童館のない地域では、公民館などを活用した移動児童館の実施、放課後子供教室に児童厚生員が出向き地域活動の支援、といった取り組みも行われているが、その拡充には児童厚生員の増員が必要と考えられ、難しい課題となっている。

児童館、児童センターでの子供の見守りに地域の教育力を活用するためには、地域の大人たちに入ってきてもらうなど、新たな仕組みづくりの検討が必要である。

### 今後の方向性

「中高生の自立・主体性の育成」を促すための体験事業の拡充や居場所確保の必要性については、その中身、支援を厚くする時期、対象者の年齢など、いろいろな意見があった。

体験事業の提供については、(1)市民にとって分かりやすい提供の仕方として、事業の体系化の必要性、(2)中高生が自ら進路を選択できる自己形成を支援するために、児童期からの豊かな体験活動機会を提供することの必要性、が唱えられた。

また、中高生が望む体験活動については、より高度な社会参加の機会や専門性の高い体験活動の必要性が提案されたが、そこには、彼らの意見をもとに企画されることが重要であるとの意見が付された。

当協議会では、これまでの協議内容をもとに、青少年施策担当課長会議、青少年育成推進本部での意見を参考として、「中高生の自立・主体性を育成の支援」について以下の意見提案をすることとする。

ただし、問題を抱える青少年への取り組みについては、家庭環境やいじめ、虐待で負った心の傷など様々な問題に起因し、不登校、ひきこもり、ニート、そして成人での不就労とその長期化などの問題があり、年代ごとに必要とされる対応が異なるうえ、家庭や学校の協力のみならず、心理・医療機関など関係諸機関の専門家による個別事象に沿ったきめ

細かな対応が求められることから、当協議会では、引き続き関係課や機関との協議が必要と判断し、今回、具体的提案は行わないこととする。

## 記

中高生の自立・主体性を育成するためには、彼らが自己を形成し、責任ある社会人になるための支援を継続的に行うことが必要であり、幼い時期から豊かな体験を重ね、視野を広げることが重要である。そこで、つぎの7点を提案する。

- ( 1 ) 中高生自らが地域活動を担う意識を持ち、真の居場所を得るために、彼らが大人と一緒に事業の企画、運営、実施にかかわる機会の充実に取り組めるように、まずは学校と行政が協議を行ってほしい。
- ( 2 ) 体験活動の効果を深めるために、事業が単発的なイベント型のもので終わらず、子供たちが経験を生かし、成長しても継続的に体験活動に取り組める事業形態を増やしてほしい。
- ( 3 ) 行政で取り組まれている青少年関係施策を整理することによって、類似している施策を集合したり、青少年の意見を反映して発展・補充させたりするなど、体系化を図るとともに、パンフレットを作成するなど、市の施策の周知に取り組んでほしい。
- ( 4 ) 子供の心の充実を促す居場所づくりとして、子供の読書活動推進を図るために図書館活動の活性化に取り組んでほしい。
- ( 5 ) 学校の活動や児童館、児童センターの活動に地域からの支援、協力が継続されるよう、学校、児童館・児童センター、地域、行政が情報や課題の共有を図ってほしい。
- ( 6 ) 子供の体験活動の裾野を広げるために、地域事業の企画・運営ができる地域の担い手の育成に取り組んでほしい。
- ( 7 ) 中高生自らが社会の一員であることを実感することができるよう、ボランティア活動など社会参加の機会の提供に取り組んでほしい。

以上

## 平成26年度 西宮市青少年問題協議会委員一覧表

(平成26年7月1日現在)

	氏名	推薦団体・役職名	任期
学 識 経 験 者	あん どう よし のり 安 東 由 則	武庫川女子大学 教授	H25.6.1 から H27.5.31 まで
	ほん だ ひで こ 本 田 英 子	元 中学校長	H25.6.1 から H27.5.31 まで
	いな い いく や 稲 井 郁 也	西宮市青少年愛護協議会 副会長	H26.5.21 から H27.5.31 まで
	つ だ あゆみ 津 田 あゆみ	西宮市PTA協議会 副会長	H25.6.1 から H27.5.31 まで
	き やま よし え 貴 山 好 江	西宮市民生委員・児童委員会 主任児童委員	H25.6.1 から H27.5.31 まで
関 係 行 政 機 関	こ いけ かつ よし 小 池 勝 義	西宮市立高須小学校長(西宮市校園長会)	H26.4.1 から H27.5.31 まで
	なか すじ ゆう じ 中 筋 祐 治	兵庫県西宮警察署 生活安全課長	H26.4.1 から H27.5.31 まで
	はま うえ とも ひこ 濱 上 智 彦	兵庫県阪神南県民センター 県民交流室 青少年指導官	H26.4.1 から H27.5.31 まで
市 民	うち だ ひさ え 内 田 久 恵	保育士補助員(公募委員)	H25.6.1 から H27.5.31 まで
	おお はた ひろ こ 大 畑 広 子	専業主婦(公募委員)	H25.6.1 から H27.5.31 まで

会長            副会長

西宮市青少年問題協議会 審議の経過（平成26年度）

開催日	会議	審議事項等
26.7.4	副会長会	定例会の進行について協議
26.7.14	第1回定例会	会長の選出 青少年表彰「ふれあいの賞」選考委員の選出 今年度の協議事項について
26.9.10	会長・副会長会	定例会の進行について協議
26.10.3	第2回定例会	テーマについて協議
26.10.27	会長・副会長会	定例会の進行について協議 「協議のまとめ」(原案)作成
26.11.13	第3回定例会	「協議のまとめ」について協議
26.12.11	会長・副会長会	「協議のまとめ」について協議
27.1.30	第4回定例会	「協議のまとめ」について協議・確定